

全日本小学生バンドフェスティバル高知県大会実施規程

第1章 総 則

- 第1条 本大会は「全日本小学生バンドフェスティバル高知県大会」という。
- 第2条 本大会は、精神的・身体的発達段階に即した多様な音楽表現の中で、小学生らしい楽しい音楽を求めるとともに、高知県における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とする。また、本大会は全日本小学生バンドフェスティバル高知県予選も兼ねるものとし、ステージパフォーマンス部門とマーチング部門に分け、それぞれ毎年7月ないし9月に実施する。
- 第3条 常任理事会は、毎年3月末日までに、次年度の本大会について、実施会場・日時などの必要事項を決定する。
- 第4条 出演順序は、常任理事会で決定する。

第2章 実施部門・実施方法

- 第5条 ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分け、それぞれ独立した大会として実施する。なお、ステージパフォーマンス部門とは、ステージ上での座奏を中心とした演奏形態の部門であり、マーチング部門とは、アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態の部門である。

第3章 参加規程

- 第6条 参加人員は次のとおりとする。
- ステージパフォーマンス部門・・・65名以内(指揮者は含まない。)
- マーチング部門・・・80名以内(ドラムメジャー・指揮者は含まない。)
- 第7条 参加資格は、高知県吹奏楽連盟に登録された加盟団体で、小学校に在籍している児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 参加形態は以下のとおりとする。
- ① 単独校 従来通りの参加形態
 - ② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、学校長の許可のもと編成する団体
 - ③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※1で構成された団体
- 注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

- 2 その他、第9条第1項(1)-②、③に該当しない団体については、第3事業部会でこれを検討し、常任理事会で参加の可否を決定する。

第8条 参加団体の人員および資格に疑義が判明したときは、出場を停止または失格とする場合がある。

第4章 合同バンド

第9条 単独で出場することが困難な学校（団体）同士が合同でバンドを結成して出場することを認める。資格については第7条第1項のとおり。

第10条 合同バンドを結成して出場しようとする小学校は、単独で出場することが困難な理由を明記し、各々の学校長より合同バンドでの出場願いを提出するものとする。

第5章 演奏・演技

第11条 参加団体は、任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。

第12条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具などの使用上のルールは別途定める。

- 2 歌声については、スキヤット・ハミング・歌詞を認める。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずに本大会に出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社など）が行っている。

第14条 出演時間は、次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

ステージパフォーマンス部門 …… 7分以内

マーチング部門 …… 6分以内

第15条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第16条 演奏形態は、任意とするが、演奏形態によってステージパフォーマンス部門およびマーチング部門に分けるものとする。

第17条 服装等は任意とする。

第6章 審査・表彰

第18条 審査員は審査員選考委員会で選出し、これを理事長が委嘱する。審査員の人数は原則としてステージパフォーマンス部門は6名、マーチング部門は3名とする。

- 2 審査方法は本大会審査内規による。

第19条 表彰は、ステージパフォーマンス部門およびマーチング部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかとする。

第7章 代表の選出

第20条 四国大会へは全出場団体の上位よりステージパフォーマンス部門は4団体以内、マーチング部門は2団体以内を県代表として推薦する。

第8章 その他

第21条 本大会の実行委員会は常任理事会でこれを組織する。

第22条 本大会の実施に当たって常任理事会が必要と認めた場合は、理事長の承認を得て、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第23条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為はこれを禁止する。

第24条 その他、開催上の細目については、実行委員会が定める。

第25条 この規程は全日本小学生バンドフェスティバル実施規定及び全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会実施規定の改定・理事会の議決により改定することができる。

第26条 この規程に定めない事項は、全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会規定に準ずる。

附 則

- 1 この規程は、平成20年 4月13日より実施する。
- 2 この規程は、平成21年 4月11日に第3条を改定する。
- 3 この規程は、平成25年 4月13日に一部改定する。
- 4 この規程は、平成26年 4月12日に一部改定する。
- 5 この規程は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 6 この規程は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 7 この規程は、平成31年 4月 6日に一部改定する。
- 8 この規程は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。
- 9 この規程は、令和 5年 4月15日に一部改定する。
- 10 この規程は、令和 6年 4月13日に一部改定する。